

クレジット契約について(ご注意)

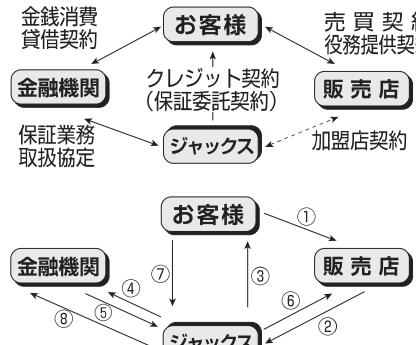
I. 本書面と申込書はよく読みましょう。

- ★クレジット契約(保証委託契約又は立替払契約)の内容を明らかにした書面(以下「申込書」といいます。)をよくお読みください。
- ★「申込書」には、クレジット契約(保証委託契約又は立替払契約)についての重要な事項が記載されています。ご不明な点については、(株)ジャックス(以下「ジャックス」といいます。)へ直接おたずねください。
- ★なお、売買契約・役務提供契約(商品やサービスに関すること。)については、販売店にお問合せください。
- ★「本書面」と「申込書」は大切に保管しておいてください。

II. クレジットの仕組み

このクレジット契約は、A.又はB.の形態のクレジット契約となります。

A. 提携ローン方式(金銭消費貸借契約並びに保証委託契約)

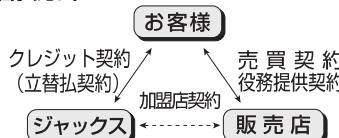


- ①お客様は、販売店に商品等の購入を分割支払の方法で申込みます。
- ②販売店はお客様に代わってジャックスに融資の取次を依頼します。
- ③ジャックスはお客様の審査をさせていただきます。
- ④ジャックスがお客様のお申込みを承諾したときは、ジャックスはお客様の連帯保証人となり、お客様に代わって金融機関に融資の申込みをします。
- ⑤ジャックスは金融機関よりお客様に代わって融資金を受領すると共に、金融機関はジャックスにお客様からの返済金の取扱を委任します。
- ⑥ジャックスは受領した融資金をお客様に代わって販売店に支払います。
- ⑦お客様は、お買上げの代金に手数料を加えた額を分割払で、ジャックスにお支払いいただきます。
- ⑧ジャックスはお客様よりいただいた分割支払金をお客様の返済金として金融機関に支払います。

お客様に必ずお渡しください。

※つまり、左の図のようにお客様は、販売店との間の売買契約のほか、金融機関との間で金銭消費貸借契約を、ジャックスとの間で保証委託契約を結ぶことになります。

B. 立替払方式



この仕組みは、お客様と販売店との間の売買契約・役務提供契約の代金等の決済手段として、現金支払に代わってクレジット(立替払)制度を利用する場合のものです。

☆お客様がこの仕組みを利用してお買物等をされるときは、まず、お客様からのお申込みを受けた販売店がジャックスに連絡をとり、ジャックスはお客様の審査をさせていただきます。

☆ジャックスがお客様のお申込みを承諾(立替払契約が成立)したときは、お客様のお買上げの代金はジャックスがお客様の委託により販売店に立替払をいたします。

☆お客様は、お買上げの代金に手数料を加えた額を分割払で、ジャックスにお支払いいただくことになります。

お客様のご契約の形態(A.提携ローン方式又はB.立替払方式)、及びそれがA.である場合のご利用金融機関名(下記のいずれかになります。)については、お客様に送付される「お支払明細書」にてお知らせします。

〈融資金融機関名〉(2020年4月1日現在)
日本生命保険相互会社 大樹生命保険株式会社
太陽生命保険株式会社 富国生命保険相互会社
損害保険ジャパン株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
農中信託銀行株式会社
(上記の他、金融機関が追加されることがあります。)

III. 購入した商品等に問題があるときは

※次のような場合は、まず販売店(申込書表面に記載されています)へご連絡の上、交渉してください。

- 商品の引渡しや役務の提供をしてくれない。
- 商品の種類・品質・数量に関して契約の内容に適合しない。
- 役務の提供内容に問題がある。
- 見本・カタログ等と現物・役務内容が違う。
- 商品の販売条件となっている役務を提供してくれない。
- その他契約内容等に問題がある。

IV. 販売店との間で問題が解決しないときは

※販売店に連絡がとれなかったり、連絡がとれても、の問題が解決しなかったときは、下記ジャックスにご連絡ください。

※お客様は、販売店との間で問題が解決するまでは、ジャックスからの代金請求に対し、その支払を停止することができる場合もありますので、その旨をジャックスにお申出ください。

※上記の支払停止の抗弁に関するお申出の際には、「支払停止等のお申出の内容に関する書面」にお申出の内容等をご記入の上、ジャックス宛て提出いただくようご協力をお願いします。

※同書面の用紙は、ジャックスにご連絡いただければすぐにご送付いたします。なお、詳しくは、「お申込みの内容」(支払停止の抗弁)をお読みください。

(ご注意)

※ 1. お支払先はジャックスです。

ジャックスの了解なしに、販売店にクレジット代金(頭金を除く。)をお支払いしたとしても、その支払は原則として無効となりますのでご注意ください。

※ 2. 契約はあなたのものですが。

かりにお客様が単に名義を貸したとしても、お客様に支払の責任があります。どんなに親しい人からのまれても、他人に名義を貸すのは絶対止めましょう。

※ 3. 収品をした場合は、ジャックスにも連絡を!

商品を返品する場合や売買契約等を解除したり、取消をするときはジャックスにもご連絡ください。

※ 4. ご住所を変更される場合は、事前にジャックスへご連絡ください。

※ 5. 営業のために購入する場合は。

お客様が営業のために又は営業として、商品の購入や役務の提供を受ける場合は、消費者契約法の適用はありません。また、この場合、原則として割賦販売法の消費者保護規定もありません(業務提供誘導販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く。)ので注意してください。

※ 6. 協力をお願いいたします。

審査のためジャックスからお客様の資産状況や販売店の販売方法など割賦販売法で定める事項について別途確認させていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。

ジャックスへの問合せ・相談窓口は

株式会社ジャックス

東京カスタマーセンター(お客様相談室)

〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1
南町田5丁目ビル

TEL.0570-200615

大阪カスタマーセンター(お客様相談室)

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3
千里朝日阪急ビル

TEL.0570-550061

管理番号 R 2004-2

お申込み上の注意

○この契約はお客様自身のものです。お申込みの際は「個人情報の取扱いに関する同意条項」、「クレジット契約について(ご注意)」、「お申込みの内容」をよく読んでから十分納得した上で、所定欄にお客様がご自身でお申込みしてください。名義貸しは絶対に止めましょう。

○本書面は大切に保管してください。

○この「お申込みの内容」は、契約成立後は契約の内容を明らかにした書面になりますので、大切に保管してください。

○この「お申込みの内容」は、クレジット契約の申込み時に信用調査のための承諾書面となります。

○また、クレジット契約成立後は割賦販売法第35条の3の8の規定に基づく書面となりますので大切に保管してください。

○このお申込みは商品・役務欄に記載された取引の代金決済のためのものです。記載内容以外の取引や約束はないことを確認してください。万一、ジャックスがお客様にご確認のお電話をした際に、確認した内容以外の約束をしていた場合には、お客様が不利益を被る場合もあります。

○お客様へご契約に関して通知をする場合、ジャックスでは発信部署名、電話番号、住所を表示いたします。それらの記載の無い通知書は正規のものではありませんので、万一受領した場合はジャックスまでご連絡ください。

○お客様が申込みされ、又は契約された事実に関する情報は、与信判断・債権管理のため、ジャックスが加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と提携する他個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。

○「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条、第4条について同意されない場合は、同第7条に基づき対応させていただきますので、別途ジャックスまでお申出ください。

○お申込みいただいた内容について、数日中にジャックスが確認の電話を差しあげます。

○事務処理の都合により初回支払月が繰り下がる場合がありますので別途送付されるお支払明細書にてご確認ください。

○請求書送付先に指定がない場合、ご自宅に送付させていただきます。

☆残債方式契約における早期完済及び一部繰上返済について☆

1. 早期完済及び一部繰上返済をされるときは、事前にジャックスへご連絡ください。
(一部繰上返済は残債方式契約のみお取扱い可能でアドオン方式契約ではお取扱いできません。)
なお、一部繰上返済をされるときは、ご希望される月の1ヶ月前までにジャックスへご連絡頂き、ジャックス所定の手続をお願いいたします。
2. 一部繰上返済の場合は、次の条件にてお取扱いいたします。
 - (1)お支払開始後1ヶ月を経過すればお取扱いできます。
 - (2)原則として1回当たり10万円以上(但し、一部繰上返済月の翌月の約定金より多いことが前提です。)でお願いいたします。
 - (3)前回の一部繰上返済日より3ヶ月以上の間隔をあけるようお願いいたします。

- (4)一部繰上返済日は、毎月27日(返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日になります。)に限らせて頂きます。
- (5)別途ジャックス所定の約定変更契約書をご提出頂きます。
- (6)なお、お支払状況・残回事・残高・一部入金額によってはお取扱いできない場合もありますので予めご了承願います。

3. 早期完済の際に、ジャックス所定の事務手数料5,500円(うち消費税500円)を頂きます。(但し、一部繰上返済の事務手数料は無料とします。)

お申込みの内容

本条項において「別紙」とは、本申込みにおける別紙「クレジットお申込みの内容」のことを行います。
申込者(以下「私」という)及び連帯保証人予定者(以下単に「連帯保証人」という)は、下記に定める各条項を本契約の内容とすることに同意した上で、私が別紙販売店(医療機関・学校等を含むものとし、以下「販売店等」という)との間で締結する売買契約に基づき購入する別紙商品や権利又は役務提供契約に基づき提供を受ける別紙役務(以下これらを総称して「商品等」という)の現金価格合計から頭金を除いた額(以下「商品代金残額」という)を、別紙の金融機関(以下「金融機関」という)から借入れるにあたって連帯保証すること、又は私に代わって販売店等に立替払することを、株式会社ジャックス(以下「会社」という)に委託し、会社はこれを受託します。

[借入委託に関する契約条項]

第1条(借入委託) 私は、金融機関から金銭を借入れる場合は、次のいずれかにより借入れに関する一切の権限を会社に委託します。(1)アドオン方式の場合、私は金融機関から別紙の商品代金残額に別紙の保証委託料を加えた金額を借入れる一切の権限を会社に委託し、会社はこれを承諾します。(2)残債方式の場合、私は金融機関から別紙の商品代金残額を借入れる一切の権限を会社に委託し、会社はこれを承諾します。(以下、私が金融機関から借入れる金額を「借入金」という)

第2条(支払委託) (1)私は会社に対し1)私が会社の連帯保証のもとに金融機関からの借入金をもって支払う方法(以下「提携ローン方式」という)、もしくは2)会社が私に代わって立替払する方法(以下「立替払方式」という)のいずれかの方法により、商品代金残額を販売店等に支払うことを委託します。(2)提携ローン方式によるときは、下記金銭消費貸借契約条項、保証委託契約条項及び共通条項の、また立替払方式によるときは、下記立替払契約条項及び共通条項の適用を受けるものとします。

第3条(契約成立時点) 借入委託契約、支払委託契約、保証委託契約及び立替払契約は、会社が所定の手段をもって承諾し販売店等に通知を発した時に成立するものとします。なお、会社が承諾しない場合も販売店等に通知されるものとします。このいずれの場合も販売店等から私にその旨通知されるものとします。また、私と販売店等との売買契約・役務提供契約(以下「売買契約等」という)はその申込みをし、販売店等が承諾の通知を発した時に成立するものとしますが、その効力は借入委託契約、支払委託契約、保証委託契約及び立替払契約が成立した時から発生します。借入委託契約、支払委託契約、保証委託契約及び立替払契約が不成立となった場合には売買契約等も借入委託契約、支払委託契約、保証委託契約及び立替払契約の申込み時に遡って成立しなかったものとします。

[金銭消費貸借契約条項(私と金融機関の間の契約)]

第1条(借入要領) (1)私は金融機関より別紙の利率(利息)・支払回数・支払方法(アドオン方式又は残債方式のいずれか)により借入金を借受けます。(2)利息計算はアドオン方式である場合は金融機関所定の割合により算出するものとします。また、残債方式の場合は以下1)～3)に基づいて算出するものとします。1)毎月返済部分の利息は(毎月返済部分の元本残高×月利率)とします。2)ボーナス月加算返済部分の利息は、次のとおりとします。イ、初回ボーナス加算月は、(ボーナス月加算返済部分の元本残高×月利率×本契約の締結月から初回ボーナス加算月までの月数)とします。ロ、2回目以降ボーナス加算月は、(ボーナス月加算返済部分の元本残高×月利率×6)とします。3)別紙の元金据置期間中の利息は(毎月返済部分の元本残高×月利率+ボーナス月加算返済部分の元本残高×月利率)とします。4)最終回支払額及び最終回回算額は、利息処理の関係で毎月の支払額及びボーナス加算額とは異なることがあります。(3)借入日から第1回約定返済日までの期間はその日数にかかわらず1ヶ月とみなすことに私は異議ありません。(4)私と金融機関との金銭消費貸借契約は、金融機関が金融機関所定の審査の上、私に代わり借入金の受領の権限を有する会社に対して借入金の支払を完了した時点で、成立するものとします。

第2条(代理受領と支払) アドオン方式の場合は、私は借入金の代理受領並びに借入金より保証委託料を差引いた金額を販売店等に支払う一切の権限を会社に委託します。残債

方式の場合は、私は借入金の代理受領並びに借入金を販売店等に支払う一切の権限を会社に委託します。

第3条(借入金の返済) (1)私は金融機関が返済金の取立・受領を会社に委任したことを認めるものとし、分割支払による返済金を表記に定められた支払方法により定められた期日(以下「弁済期」といいます。)までに会社に対して支払います。なお、連帯保証人についても、同様とします。(2)私及び連帯保証人は、前項に定める債務その他の私及び連帯保証人が金融機関又は会社に対して負う債務の支払について、会社又は金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ありません。

第4条(早期完済の場合の特約及び一部繰上返済の場合の特約) (1)アドオン方式の場合、私は連帯保証人は、分割支払金を弁済期よりも前に支払うことができるものとします。この場合、私が、当初の契約のとおりに分割支払金を支払し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったとき(以下「早期完済」といいます。)は、私は78分又はそれに準ずる金融機関所定の計算方法により算出された戻し利息から会社所定の早期完済手数料(戻し利息の30%)を関係法令に反しない限度で控除したものを請求することができます。(2)残債方式の場合、私は連帯保証人は、分割支払金を弁済期よりも前に支払うことができるものとします。この場合、私が、当初の契約のとおりに分割支払金の支払を履行し、早期完済又は会社の承諾を受け残金の一部を支払ったとき(以下「一部繰上返済」といいます。)は、私は残債計算又はそれに準ずる金融機関所定の計算方法により算出された戻し利息を請求できます。(3)戻し利息は金融機関より会社を通じて受取ります。

第5条(期限の利益喪失) (1)私が次のいずれかに該当するとき(但し、第2号から第4号まで及び第6号から第9号までの事由については、会社が当該事由の発生を認識したとき)は、当然に期限の利益を失い、直ちに残債全額を支払います。本条について私に対する通知・催告は、金融機関から分割支払金の取立を委任された会社が金融機関に代わって行います。1)支払期日に分割支払金を支払を遅滞し、会社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を画面で催告を受けたにもかかわらずその期限までにお支払いのなかったとき。2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般的の支払を停止したとき。3)強制執行、保全処分又は滞納処分などの申立てを受けたとき。4)破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。5)売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合(業務提供説引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く。以下同じ。)など割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する商品や権利の購入又は役務の受領となる取引については、分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。6)商品・権利の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき。7)本契約の申込みに際し、虚偽の申告があつたとき。8)逃亡、失踪、又は財産の訴追を受けたとき。9)保証委託契約及び立替払契約についての共通条項第14条(1)もしくは(2)のいずれかに該当したとき(連帯保証人が該当したときも含む)。(2)私が次のいずれかに該当したときは、会社の通知又は請求により期限の利益を失い、金融機関に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。イ、私の信用状態が著しく悪化したとき。2)その他本契約上の義務に違反し、その違反が本契約上の重大な違反となるとき。

第6条(遅延損害金) 私が分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日より支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。1)支払方法が翌月1回払以外の取引については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引である場合を除く。2)支払方法が翌月1回払の取引及び割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引(但し、売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合を除く。)については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。2)支払方法が翌月1回払の取引及び割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引(但し、売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合を除く。)については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額。2)(1)2)の取引については、当該分割支払金の残金全額に対し、年14.60%を乗じた額。3)(1)3)の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年20.00%を乗じた額。

第7条(保証委託契約条項(私と会社の間の契約)) 私は金融機関から借入金を借入れるにあたり、会社に連帯保証を委託し、この保証につき会社に対し保証委託料を支払います。アドオン方式の場合、私は保証委託料について、借入の際、その全額を借入金より会社において差引きことを承諾します。なお、保証委託料は保証債務が発生した後は、いかなる事由が生じても返戻しないものとします。

第8条(早期完済の場合の特約及び一部繰上返済の場合の特約) (1)アドオン方式の場合、私は連帯保証人は、分割支払金を弁済期よりも前に支払うことができるものとします。この場合、私が、当初の契約のとおりに分割支払金の支払を履行し、早期完済したときは、私は78分又はそれに準ずる会社所定の早期完済手数料(戻し利息の30%)を控除したものを請求することができます。(2)残債方式の場合、私は連帯保証人は、分割支払金を弁済期よりも前に支

代わり、金融機関に対し残債債務の一部又は全部を代位弁済しても異議ありません。但し、私が会社に対して金融機関からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ通知していたにもかかわらず、会社が私に通知・催告なく金融機関に対して保証債務を履行した場合には、私は金融機関からの請求に対抗できた事由をもって会社に対抗することができるものとします。(2)会社が前項により代位弁済した場合、次に定める弁済額並びに弁済費用その他一切の損害につき、私は直ちにこれを会社に支払います。1)金銭消費貸借契約に基づく支払債務の履行を遅滞した場合は、金銭消費貸借契約上の弁済期到来分の代位弁済額。2)金銭消費貸借契約条項第5条各項各号のいずれかに該当する場合は、代位弁済額の全額。

第3条(事前求償権の行使) 私が金銭消費貸借契約条項第5条各項各号のいずれかに該当する場合は、第2条の代位弁済の履行前であっても、会社が求償権行使することに私は及び連帯保証人は異議ありません。但し、残債等に照らして十分な供託又は担保の提供をした場合には、私は、会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

第4条(遅延損害金) (1)私が第2条第2項第1号に該当した場合は、私は当該弁済額に対し、会社が弁済した日の翌日から支払日に至るまで、年14.60%の割合による遅延損害金を支払います。但し、当該遅延損害金は弁済額に金銭消費貸借契約上の未払債務(弁済期末到来分の利息を含む)を加算した額に対し法定利率を乗じた額を超えないものとします。(2)私が第2条第2項第2号又は第3条に該当した場合は、求償債務の残全額(弁済期末到来分の利息を含む)に対し、事後又は事前求償権発生日の翌日から完済の日まで法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払います。

[立替払契約条項]

第1条(分割支払金の支払方法) (1)アドオン方式の場合、私は、商品代金残額に分割払手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計」という)を、別紙支払方法とのおり会社に支払います。残債方式の場合、私は、商品代金残額に別紙算定率により算定した分割払手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計」という)を、別紙支払方法とのおり会社に支払います。(2)上記分割払手数料の計算は、金銭消費貸借契約条項第1条第2項の利息計算のとおりとします。

第2条(期限の利益喪失) 私が金銭消費貸借契約条項第5条各項各号のいずれかに該当する場合は、当然に期限の利益を失い、直ちに残債全額を会社に支払います。

第3条(遅延損害金) (1)私が、分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。1)支払方法が翌月1回払以外の取引については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引である場合を除く。

2)支払方法が翌月1回払の取引及び割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引(但し、売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合を除く。)については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額。2)(1)2)の取引については、当該分割支払金の残金全額に対し、年14.60%を乗じた額。3)(1)3)の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年20.00%を乗じた額。

第4条(早期完済の場合の特約及び一部繰上返済の場合の特約) (1)アドオン方式の場合、私は連帯保証人は、分割支払金を弁済期よりも前に支払うことができるものとします。この場合、私が、当初の契約のとおりに分割支払金の支払を履行し、早期完済したときは、私は78分又はそれに準ずる会社所定の早期完済手数料(戻し利息の30%)を控除したものを請求することができます。(2)残債方式の場合、私は連帯保証人は、分割支払金を弁済期よりも前に支

払うことができるものとします。この場合、私が、当初の契約のとおりに分割支払金の支払を履行し、早期完済又は一部繰上返済をしたときは、私は残債計算又はそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された戻し利息を請求できます。

（保証委託契約及び立替払契約についての共通条項）

第1条(商品の引渡し) 商品は、本契約成立後別紙の期限までに販売店等から私に引渡されるものとします。なお、第2条の所有権留保のため、私に商品が引渡された時点で、商品について私から会社に対して占有改定の方法による引渡しがなされたものとします。

第2条(所有権移転) (1)商品の所有権は、販売店等から私に直接移転するものとし、その移転時期は私と販売店等との間の売買契約に定めるとおりとします。(2)前項に関わらず、国又は地方公共団体の補助制度による補助金支給対象とならない商品の所有権について、は、保証委託契約が成立したときに販売店等から会社に移転し、保証委託契約上の債務もしくは立替払契約上の債務が消滅するまで会社に留保されることを私は異議なく承諾し次の事項を遵守します。1)善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他会社の所有権を侵害する行為をしないこと。2)商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を会社に連絡するとともに、会社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第3条(費用等の負担) (1)私は、会社に対する分割支払金、これに関する利息、違約金、損害賠償金その他の債務に従たるもの負担します。(2)前項の違約金又は損害賠償金には、以下のものが含まれます。1)私が支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手数回1回につき330円(うち消費税30円)2)会社が振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料等として送付回数1回につき330円(うち消費税30円)3)分割支払金の支払遅滞等の私の責に帰すべき事由により会社が訪問集金したときは、訪問回数1回につき1,100円(うち消費税100円)4)会社が私に対して金銭消費貸借契約条項第5条第1項第1号に基づく書面による催告をしたときは、当該催告をした費用。5)次条第3項の費用。

第4条(商品等の引取り及び評価・充当) (1)私が、金銭消費貸借契約条項第5条各項各号の一に該当したときは、会社は保留した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。(2)私は、会社が(1)により商品を引取ったときは、私と会社が協議の上決定した相当な価格をもって金銭消費貸借契約又は立替払契約に係る債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは私及び会社の間に直ちに清算するものとします。(3)(1)の場合、私は商品の取外し費用を直ちに支払うものとし、商品取外し後の原状回復費用は私の負担によるものとします。(4)(1)の場合、商品等に付加されて一体となっている物、並びに商品等の常用に供する為、商品等に付属した物があるときは、これらは商品等の処分に従うものとし、商品等の評価に含めるものとします。

第5条(公租公課) (1)私は、第3条に基づき、会社に支払う費用等にかかる消費税及び地方消費税は、私が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私が負担するものとします。(2)私は、名義のいかんにかかわらず、商品の取得、所有、保管、使用、並びに提供を受ける役務その他本契約の締結及び履行に係る一切の公租公課を負担するものとします。(3)私は、第4条に基づき会社が商品を引取ったことにより、会社から支払を受ける消費税がある場合は、その消費税相当額を会社が私の債務の内弁済として任意に充当することに同意するものとします。

第6条(本契約の変更) 会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日時期を、会社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で私及び連帯保証人に通知した上で、本契約を変更することができるものとします。1)変更の内容が本及び連帯保証人の一般の利益に適合するとき。2)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第7条(届出事項の変更) (1)私及び連帯保証人は、会社に届出した住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があった場合には、書面により会社に通知するものとします。(2)私及び連帯保証人は、(1)の住所・氏名の変更通知を怠ったことにより、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となつても、会社が、通常到達すべきときに私に到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、(1)の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第8条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等) 私は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかなどときは、販売店等に商品の交換を申出するか又は売買契約の解除ができるものとします。

第9条(支払停止の抗弁) (1)私は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、分割支払金の支払を停止することができるも

のとします。1)商品の引渡し、権利の移転又は役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ)がなされないものであることをいう)があること。3)その他商品の販売や役務の提供について、販売店等に対して生じている事由があること。(2)会社は、私が前項の支払の停止を行う旨を会社に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。(3)私は、前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、販売店等と交渉を行うよう、努めるものとします。(4)私は、(2)の申出をしたときは、速やかに(1)各号の事由を記載した書面(資料がある場合は資料添付のとおり)を会社に提出するよう努めるものとします。また、会社が当該事由について調査する必要があるときは、私はその調査に協力するものとします。(5)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。1)支払方法が翌月1回払であるとき。2)割賦販売法の定める指定権利以外の権利であるとき。3)売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合などを割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき。4)別紙支払総額が4万円に満たないとき。5)(1)各号の事由が私の責に帰すべきとき、その他私による支払の停止が信義に反すると認められるとき。

第10条(支払停止による代位弁済) (1)提携ローン方式の場合において、私が前条第1項により支払を停止した場合、会社は私の残債務全額を金融機関に代位弁済しても私は異議ありません。この場合、保証委託契約条項第4条の規定は適用されないものとします。(2)前項の場合、私は前条第1項各号の事由が解消された以降は、金銭消費貸借契約に定められた支払方法・支払期日による分割支払金を会社に対して支払います。この場合、金銭消費貸借契約条項第4条並びに第5条の規定中、金融機関を会社と読みかえて保証委託契約に適用されるものとします。(3)前項の場合、私が分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日より支払日に至るまで、また期限の利益喪失の場合は完済日至るまで、分割支払金の残全額に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を会社に支払います。

第11条(連帯保証人) (1)連帯保証人は、保証委託契約及び立替払契約についての共通条項第3条第1項に規定する債務につき、私と連帯して債務履行の責を負うものとします。(2)会社が、連帯保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、私及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。

第12条(契約締結における情報提供義務) (1)私は、本契約から生ずる私の会社に対する債務(事業のために負担する債務に限る)を主たる債務とする保証を連帯保証人に委託するにあたり、連帯保証人に對し、私に関する以下の情報を提供したこと及びこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証します。1)財務及び収支の状況。2)主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況。3)主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容。(2)連帯保証人は、本契約に基づく債務の保証についての委託を受けるにあたり、私から、前項各号に掲げる情報の提供を受けたことを表明し、保証します。(3)私及び連帯保証人は、自らの表明が真実ではない場合には、会社の請求に応じて、直ちに会社に対する一切の債務を履行するとともに会社に生じた損害を賠償するものとします。

第13条(弁済の取扱い) 私及び連帯保証人は、私及び連帯保証人が会社に対して負う債務の支払について、会社所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ありません。

第14条(反社会的勢力の排除) (1)私及び連帯保証人は、会社及び金融機関に対し、私及び連帯保証人(法人にあっては、「代表者」及び「法人の経営を支配、又はその法人の経営に実質的に関与するもの」を含みます。以下本条において同じ)が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

1)暴力団。2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。3)暴力団準構成員。4)暴力団関係企業。5)総会屋等。6)社会運動等標榜団体。7)特殊知能暴力団集団等。8)前各号の共生者。9)テロリスト等(疑いがある場合を含む)。10)その他前各号に準する者。(2)私及び連帯保証人は、会社及び金融機関に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。1)暴力的な要求行為。2)法的な責任を超えた不当な要求行為。3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社もしくは金融機関の信用を毀損し、又は会社もしくは金融機関の業務を妨害する行為。5)その他前各号に準する行為。(3)私及び連帯保証人が、前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社又は金融機関は、私及び連帯保証人に對し、当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提出を求めることができ、私及び連帯保証人は、これに応じるものとします。(4)私及び連帯保証人が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に關して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであつて、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると会社が認める場合には、会社は、私及び連帯保証人ととの契約の締結を拒絶し、又は保証債務の履行あるいは本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、私及び連帯保証

人は、会社の通知又は請求により期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、第4条が適用されるものとします。(5)(4)の規定の適用により、会社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます)が生じた場合には、私は、及び連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(4)の規定の適用により、私及び連帯保証人に損害等が生じた場合にも、私及び連帯保証人は、当該損害等について会社又は金融機関に請求をしないものとします。(6)(4)の規定に基づき本契約が解除された場合でも、会社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第15条(公正証書の作成) 私及び連帯保証人は、会社が必要と認めた場合、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じるものとします。なお、公正証書作成に必要な費用は私の負担とします。

第16条(住民票等取得の同意) 私及び連帯保証人は、本申込みを行う者が申込書に記載された私及び連帯保証人に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、会社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第17条(合意管轄裁判所) 私及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私及び連帯保証人の住所地、購入地、及び会社の本社、各支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【契約書(正)の取扱い】

会社は、本契約の契約書(正)に關して以下の取扱いができるものとします。1)私の保証委託契約もしくは立替払契約上の債務が完済した後も割賦販売法等法令の定めに従って契約書(正)を一定期間保管すること。2)前号の期間経過後は会社において契約書(正)を廃棄すること。

【ジャックスの教育ローンにおける特約】

本契約が成立した後に学校の入学を辞退したとき又は退学除籍処分等により学籍を喪失した場合においても、私及び連帯保証人は分割支払金の支払いを別紙支払方法のとおり継続するものとします。

【レンタル契約に関する特約】

第1条「お申込みの内容」に「売買契約等」に私と販売店等とのレンタル契約も含まれるものとします。

第2条「お申込みの内容」に「商品等」にレンタル契約に基づく、レンタル商品も含まれるものとします。

第3条「レンタル商品の所有権」は販売店等が有するものとし、保証委託契約及び立替払契約について共通条項第2条の(所有権留保)の適用はないものとします。但し、私は、レンタル商品につき同条各号の事項を遵守します。

第4条「保証委託契約及び立替払契約についての共通条項第4条(商品等の引取り及び評価・充当)は適用されないものとします。

第5条「私がレンタルクレジット締結後、レンタル契約を中途解約するときは、私と販売店等の間で締結したレンタル契約書の定めに従って精算されることに合意します。」

【問合わせ・相談窓口等】

1)売買契約等(商品等)についてのお問合わせ・ご相談は別紙販売店等にご連絡ください。2)保証委託契約又は立替払契約(お支払)についてのお問合わせ・ご相談並びに支払停止等のお申出の内容に関する書面については、下記株式会社ジャックスにおたずねください。

株式会社ジャックス

東京カスタマーセンター(お客様相談室)

〒194-8570 東京都田町市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル

TEL.0570-200615

大阪カスタマーセンター(お客様相談室)

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日販急ビル

TEL.0570-550061

WKG103-20200704 V.200704Y

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

(1)申込者(契約者)(以下「私」という)及び連帯保証人予定者(連帯保証人)(以下「連帯保証人」という)は、株式会社ジャックス(以下「当社」という)が、クレジット契約(本申込みを含む。以下「本契約」という。)の与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を、保護措置を講じた上で、当社が收集すること(映像、電話の録音等の音声

情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む。)並びに当社が定める期間は以下の各条項(以下「本規約」という。)に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。1)私及び連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報(本契約締結後に当社が私及び連帯保証人から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。以下同じ)、入校者氏名・学籍番号2)本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座3)本契約に関する支払開始後の利用残高、日々の返済状況、支払済み分割払手数料、支払予定分割払手数料4)本契約に関する私及び連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私及び連帯保証人が申告した私及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況5)本契約に関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は当社が必要と認めた場合に、私及び連帯保証人の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報6)私が未成年者の場合は、法定代理人の同意を取得するため親権者又は未成年後見人の氏名、生年月日、住所、電話番号、私との統柄7)法令等に基づき、私及び連帯保証人が提出した収入証明書等の記載内容情報8)電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報

(2)私及び連帯保証人は、当社が本契約に関する信義業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託(債権譲渡を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。

(3)私は、本契約において当社が提供する保険を付帯する場合は、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を下記提携会社に提供することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した下記提携会社が、保険業務(保険事故時の受付、保険金支払い等)をする場合。

利用会社名 三井住友海上火災保険株式会社
TEL.03-3256-6686
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

利用会社名 損害保険ジャパン株式会社
TEL.03-3349-4829
〒160-3349 東京都新宿区西新宿1-26-1

利用会社名 au 損害保険株式会社
TEL.0800-700-0600
〒108-0075 東京都港区港南1-6-34 品川イースト

(4)私及び連帯保証人は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

(5)私及び連帯保証人は、当社が次の場合に、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。法令(強制力を持たない規則)等に基づいて、公的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供する場合。

(6)私及び連帯保証人は、本契約に基づく精算及び本契約に関する紛議の解決等のため、当社が(1)1)2)(当社が必要と判断した場合は(1)3)を含む。)の個人情報を申込書記載の販売店に提供することに同意します。

(7)私及び連帯保証人は、本契約が提携ローン方式の場合は、当社が(1)により収集した個人情報を「クレジット契約についてご注意」記載の融資金融機関のいずれか(ご利用融資金融機関が決定した場合は「お支払明細書」によってお知らせいたします。)に対して、当該金融機関における本契約の与信判断及び与信後の管理のため、提供することに同意します。

(8)私は、当社が(1)により収集した個人情報を、民法第458条の2に基づく連帯保証人の請求があった場合に、本契約の連帯保証人に対して、私の債務の履行状況に関する情報の提供義務を当社が実施するため、提供することに同意します。

第2条(個人情報の与信等の目的以外の利用)

私及び連帯保証人は、当社が下記の目的のために第1条(1)の個人情報を利用したり、電子メール・ダイレクトメール・ファックス・電話・SMS(ショートメッセージサービス)等により案内することに同意します。1)当社のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品・サービス情報、関連するサービスのお知らせなどを利用するため。2)当社の情報処理サービス事業(データ集計・統計サービス、あて名印刷サービス、発送・発信サービス等。これらを当社が提携先企業等から受託する場合を含む。)における市場調査・商品開発・商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため。
※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ(URLは、http://www.jaccs.co.jp/)をご覧ください。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1)私及び連帯保証人は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私、私の配偶者及び連帯保証人の個人情報(同機関の加

(2)私及び連帯保証人は、当社が下記の場合に第1条(1)1)~5)の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、後払い決済事業に係る私及び連帯保証人の支払い能力に関する調査のために個人情報を利用する場合。

利用会社名 ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社
TEL.03-6758-0738
〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー

(3)上記(1)1)2)3)、(2)記載の法人への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。なお、上記(1)、(2)記載の関係会社及び提携会社における個人情報の利用期間については、各社にお問い合わせください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)私及び連帯保証人は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社の関係会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。1)当社に表示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ(URLは、https://www.jaccs.co.jp/)によてもお知らせしております。2)個人信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。3)当社の関係会社又は提携会社に対して開示を請求する場合には、第4条記載の当社の関係会社又は提携会社に連絡してください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条(本規約に不同意の場合)

当社は、私及び連帯保証人が本契約の必要な記載事項(契約書表面で私及び連帯保証人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承諾できない場合には、本契約をお断りし、又は保険の適用がされないことがあります。但し、本規約第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申出)

本規約第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中心とする措置をとります。

第8条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に際しましては、下記までお願いします。

東京カスタマーセンター(お客様相談室) TEL.0570-200615

〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル

大阪カスタマーセンター(お客様相談室) TEL.0570-550061

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル

第9条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条(本規約の変更)

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

WKG103-BTN V.200704K

別表1 会社名 登録期間	登録情報 株式会社 シーアイシー (C I C)	①本契約に係る申込みをした事実 当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	②本契約に係る客観的な取扱事実 契約期間中及び契約終了後5年内	③本契約に係る債務の支払を延滞した事実 契約期間中及び契約終了後5年内
	株式会社 日本信用情報機構 (J I C C)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	契約継続中及び契約終了後5年内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約継続中及び契約終了後5年内